

第8号議案

平成26年度

亀岡市土地取得事業特別会計予算

## 平成26年度亀岡市土地取得事業特別会計予算

平成26年度亀岡市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

1,407,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成26年2月24日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
2 繰入金		千円 18,600
	1 繰入金	18,600
5 市債		1,388,400
	1 市債	1,388,400
歳入合計		1,407,000

2 歳出

款	項	金額
1 財産取得費		千円 1,396,054
	1 土地取得費	1,396,054
2 公債費		9,253
	1 公債費	9,253
4 予備費		1,693
	1 予備費	1,693
歳出合計		1,407,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地取得事業	<p style="text-align: center;">千円 1,388,400</p> <p>(ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)</p>	<p>(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。</p>	<p style="text-align: center;">5%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。</p>